

岩手県監査委員告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

岩手県監査委員 五日市 王  
 岩手県監査委員 川村 伸浩  
 岩手県監査委員 五味 克仁  
 岩手県監査委員 中野 玲子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
東日本大震災津波伝承館	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県消防学校	〃	〃
岩手県環境保健研究センター	〃	〃
岩手県立県民生活センター	〃	〃
岩手県福祉総合相談センター	〃	〃
岩手県立一関高等看護学院	〃	〃
岩手県精神保健福祉センター	〃	〃
岩手県立杜陵学園	〃	〃
岩手県林業技術センター	〃	〃
盛岡教育事務所	〃	〃
沿岸南部教育事務所	〃	〃
岩手県立野外活動センター	〃	〃
岩手県立盛岡第一高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第二高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第三高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡第四高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡北高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡南高等学校	〃	〃
岩手県立不来方高等学校	〃	〃
岩手県立杜陵高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡工業高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡商業高等学校	〃	〃
岩手県立沼宮内高等学校	〃	〃
岩手県立雫石高等学校	〃	〃
岩手県立紫波総合高等学校	〃	〃

岩手県立花巻北高等学校	〃	〃
岩手県立花巻南高等学校	〃	〃
岩手県立花巻農業高等学校	〃	〃
岩手県立花北青雲高等学校	〃	〃
岩手県立黒沢尻北高等学校	〃	〃
岩手県立北上翔南高等学校	〃	〃
岩手県立大船渡高等学校	〃	〃
岩手県立住田高等学校	〃	〃
岩手県立宮古高等学校	〃	〃
岩手県立宮古水産高等学校	〃	〃
岩手県立盛岡視覚支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡聴覚支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡となん支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡青松支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡みたけ支援学校	〃	〃
岩手県立盛岡ひがし支援学校	〃	〃
岩手県立花巻清風支援学校	〃	〃
岩手県立気仙光陵支援学校	〃	〃
岩手県立宮古恵風支援学校	〃	〃
岩手県紫波警察署	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、監査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものの、他の監査の対象となった事項は、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好と認められた。

(1) 岩手県林業技術センター 物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 岩手県立野外活動センター 委託業務の契約に当たり、契約の相手方に徴収させた施設利用者等からの食事代を県の収入とせず、本来支払うべき経費に充当させていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。